第7章 今後の課題

本研究会においては、国内外の様々な政策評価事例について、その制度及び実施事例を分析してきた。様々な内外事例を踏まえ、政策評価の基本的な枠組みについて検討した(第4章)。さらに、政策評価の具体化に向けての検討と試行的な評価を行い、一定の知見を得た(第6章)。

これらを踏まえ、今後、政策評価を一歩先の段階へ進めるためには、次のような 課題がある。

1.政策一般

施策等全般を対象とした政策評価制度を導入する必要がある。その際、施策等の 性質が様々であることや、適用可能な評価手法の種類や分析の詳細さの程度が様々 であること、政策評価には一定の限界があることを考慮して、柔軟かつ簡便な仕組 みとすべきである。その際、政策評価を単独のものないし既存のシステムに外付け するものと考えるべきではない。むしろ、より質の高い施策等の企画立案や実施を 目指した新しい政策運営システムの中核を成すものとして政策評価を捉えるべきで ある。

また、事後的に包括的な観点から行うプログラム評価については、特定の標準的な手法によらず、対象となる施策の特性を踏まえて、柔軟に分析フレームを構築するものである。また、我が国においては、プログラム評価の実施事例がほどんど存在していない。こうした状況を踏まえると、行政自身によるプログラム評価の内容をより高度なものとするためには、評価の実施事例の蓄積が重要である。

通商産業省においては、具体的に、以下の取組が必要である。

(1) 政策立案評価システムの導入

事前評価と事後評価を一連のプロセスとした政策評価システムを、通商産業省内部における施策の企画立案や実施のプロセスの一環として検討を進めていく必要がある。今後、評価の対象、具体的内容、実施時期等の論点を踏まえ評価ガイドラインを策定し、試行的に実施し、さらに知見を得ることを検討するべきである。

(2) プログラム評価事例の蓄積

中小企業政策、技術開発制度等の実際の施策についてプログラム評価を試み、評価事例の蓄積を図るべきである。

2.一定の評価手法が確立している行政分野

規制、技術政策、政府開発援助(ODA)、公共事業等といった行政分野においては、各分野の特性に応じて、評価の時期の重点、評価の内容、用いられる手法といった評価の仕方が一定程度確立している。こうした行政分野については、分野ご

と、上述の政策一般を対象とするものよりも詳細な固有の評価制度を導入すべきである。

また、実際の評価を行う上では、経験や知見を蓄積していくことも重要である。 通商産業省においては、具体的に、以下の取組が必要である。

(1) 規制分野

規制インパクト分析制度の導入

規制インパクト分析は、評価すべき項目や実務的問題点等についての検討(第6章)を踏まえ、定性的かつ簡便な制度を考える時期が来ている。先行する海外の事例を見ても、規制インパクト分析が一定程度定着した制度となっていることは多いが、おおむね定性的かつ簡便な分析となっている。

また、規制インパクト分析の実施結果については、規制の設定や改廃に関してパブリックコメントを求める際の説明資料としても用いるべきである。

試行的規制インパクト分析事例の蓄積

規制インパクト分析を詳細に行うためには、一定水準の知見や技能が必要である。 当面、制度としての規制インパクト分析は、我が国に経験がないことを踏まえ定性 的で簡便なものとして開始するにしても、定量的な要素を増やすことを含め、分析 の質を漸進的に高めていく必要があろう。このため、新規ないし既存の規制について、定量的な規制インパクト分析を試み、さらに知見・技能の蓄積を図るべきである。

(2) 技術分野

研究開発プロジェクトの影響評価の精緻化

研究開発プロジェクトの社会的インパクト等に関する試行的な評価(第6章)により、分析の基本的な枠組みは得られた。今後は、因果関係の分析や定量的分析の理論面の補強も含めた一層精緻な評価を目指した試行が必要である。

プログラム評価、分野評価への発展

これまで個々の技術開発制度の下の個別のプロジェクトについて、主に技術的な側面に注目した評価を行ってきた。しかし、個々のプロジェクトの成果にはそれぞれの個別リスクによる影響が大きい。施策等の質の如何を判定することを念頭に置いた場合には、むしろ、同じ制度的枠組みの下の複数のプロジェクトを束ねた施策ないし制度自体についての評価、あるいは、様々な制度により実施されているプロジェクトを技術分野という単位での評価や分野内でのプロジェクトの相対評価を行うことが必要である。

(3).その他の分野におけるガイドラインの整備

政府開発援助(ODA)等

専門家派遣事業及び研修生受入事業については、個々の案件の実施からの知見の

フィードバックにより制度運用改善に資するための評価ガイドライン (プロジェクト評価ガイドライン)を整備する。また、これら以外のODA等事業についても同様の評価ガイドラインを整備する。

さらに、今後は、個々の案件を超えて、制度そのものについてのプログラム評価 についても検討を行う。

丁業用水道事業

今般策定した工業用水道事業の費用便益分析ガイドラインについて、実際の案件への適用を始める。今後は、分析上の基礎的なデータ(費用の実測値等)を収集するとともに分析実績を積み重ね、必要に応じ分析の改善を図る。

3. 行政自身による評価を高めていくための知見や能力の蓄積・強化

我が国の行政自身による政策評価の定着を図っていく上では、全般的に、当面は 簡便なものとして着手せざるを得ないと思われる。しかし、経験や知見の蓄積に よって、次第に評価の質を高めなければならない。

このために考えられる手段としては、例えば、 研修等を通じて評価実施者の能力を高めること、 行政内部に評価を専門に行う部局を設け、経験・知見を蓄積するようにすること、 評価の専門部局においては、より高度・詳細な内容を含む試行的な評価を実施することにより知見の蓄積を図ること、 様々な分野に共通的に利用可能なデータ、手法、計算法を開発すること、といったことが考えられる。

通商産業省においては、具体的に、以下の取組が必要である。

(1) 様々な分野の政策評価において共通的に活用される標準的な数値設定や分析手法の整備

行政関与の必要性を検討するための安全リスク等に係る標準的な数値や、費用便益分析等を行う際の部品となる標準的な手法や計算式等は、規制、予算、政策融資等の政策評価に共通して使用できると考えられる。しかし、現状では我が国においてはこうした共通基盤は整っていない。今後、政策評価の内容を高度なものとしていく上では、そうした標準的なデータや手法を蓄積することが重要である。

このようなデータや手法の整備を、次に述べる通商産業研究所の政策評価機能強化の一環として行うことも有効であろう。

(2) 通商産業研究所における政策評価機能の強化

政策評価を行うためには、例えば、統計学や経済学等の分野の知識と、それを実際の事例に応用するという一定水準の専門性が必要である。行政自らによる質の高い内部評価を行うためには、こうした知識と専門性を備えた人材、部門を持つ必要がある。

もちろん、施策等の担当部局においても、評価能力を高めていくべきであるが、 通常の業務に携わりつつ、高度な知識と専門性に基づく評価レベルの向上を図るこ とは容易ではない。このため、通商産業研究所に政策評価研究グループを置き、高 度な政策評価については、政策評価制度担当部局及び施策等担当部局等と共同で実施し、また、評価技術の開発を行うことも考えられる。その際、大学や外部研究機関等との提携も検討すべきである(注)。

注:通商産業省における政策評価担当部局である政策評価広報課は、省全体として、各評価が適切に行われているかといった手順の管理や評価の質の確保を行う。具体的には、 ガイドラインの策定・運営管理、 各施策等の担当部局による評価作業の支援、 評価結果のチェック、評価手法の開発や重要な施策についての評価の実施、といった内容が含まれる。この中で特にについては、統計学や経済学等の理論的な面からの検討が必要な案件を中心として通商産業研究所に置く政策評価研究グループの機能を活用しようとすることが考えられる。